



2020年3月9日

各位

会社名 株式会社 イメージワン
 代表者名 代表取締役社長 新井 智
 (JASDAQ・コード 2667)
 問合せ先 取締役管理部長 野村 真一
 (TEL 03 - 6233 -3410)

**第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第9回新株予約権
 （行使価額修正条項付）の発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2020年2月14日開催及び同月19日付の取締役会において決議致しました、EVO FUND及び株式会社ユニ・ロット（以下「ユニ・ロット」といいます。）を割当先とする第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）及び第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といい、第8回新株予約権と第9回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、同年3月9日に発行価額の総額の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2020年2月14日公表の「第三者割当により発行される第8回及び第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の募集及び買取契約（コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ」及び同月19日公表の「第三者割当により発行される第8回及び第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

募集の概要

<第8回新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2020年3月9日
(2) 新株予約権の総数	800,000個
(3) 発行価額	総額1,224,000円(第8回新株予約権1個当たり1.53円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	800,000株(新株予約権1個につき1株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、254円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は800,000株です。
(5) 調達資金の額	365,274,000円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：458円 第8回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後5取引日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます。取引日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日の翌取引日)(当日を含みます。)から起算して5取引日目(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ5連続取引日(以下「価格算定期間」といいます。)の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の90%に相当する金額の小数第2位を切上げた額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に第8回新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場

	合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当ての方法により、全ての第8回新株予約権をEVO FUNDに割当てます。
(8) その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、行使コミット条項、割当先が第8回新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する第8回新株予約権買取契約を締結しました。

<第9回新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2020年3月9日
(2) 新株予約権の総数	800,000個
(3) 発行価額	総額2,592,000円(第9回新株予約権1個当たり3.24円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	800,000株(新株予約権1個につき1株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、254円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は800,000株です。
(5) 調達資金の額	366,642,000円(注)
(6) 行使価額及び行使価額 の修正条件	当初行使価額：458円 第9回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後5取引日(以下に定義します。)が経過する毎に修正されます。取引日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日の翌取引日)(当日を含みます。)から起算して5取引日目の日の翌取引日(以下「修正日」といいます。)に、修正日に先立つ5連続取引日(以下「価格算定期間」といいます。)の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の90%に相当する金額の小数第2位を切上げた額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に第9回新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当ての方法により、全ての第9回新株予約権をユニ・ロットに割当てます。
(8) その他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、行使コミット条項、割当先が第9回新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する第9回新株予約権買取契約を締結しました。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額の二分の一を、第8回新株予約権及び第9回新株予約権それぞれについて差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。なお、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能

性があります。

【ご参考】

※第8回新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が第8回新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(800,000株)をあらかじめ定め、行使期間中の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づき、第8回新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として82取引日以内に、割当先であるEVO FUNDが必ず第8回新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、第8回新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として43取引日以内に、320,000株相当分以上の第8回新株予約権の行使をすることを約しております(前半コミット)。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、第8回新株予約権の特徴です。

発行数	800,000個
発行価額の総額	1,224,000円
行使価額の総額	366,400,000円(注1)
コミット期間	原則約4ヶ月 (コミット期間延長事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で17回(予定) (5取引日毎に修正、計17回)
行使価額	取引所における当社普通株式の普通取引の終値の5取引日間における平均値の90%
全部コミット	82取引日以内における第8回新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット
前半コミット	43取引日以内における第8回新株予約権の発行数の40%以上の行使を原則コミット
下限行使価額	254円

(注1) 行使価額の総額は、第8回新株予約権の全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第8回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※第9回新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が第9回新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(800,000株)をあらかじめ定め、行使期間中の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づき、第9回新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として82取引日以内に、割当先であるユニ・ロットが必ず第9回新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。

発行数	800,000個
発行価額の総額	2,592,000円
行使価額の総額	366,400,000円(注1)
コミット期間	原則約4ヶ月 (コミット期間延長事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で17回(予定) (5取引日毎に修正、計17回)
行使価額	取引所における当社普通株式の普通取引の終値の5取引日間における平均値の90%
全部コミット	82取引日以内における第9回新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット

下 限 行 使 価 額	254 円
-------------	-------

(注1) 行使価額の総額は、第9回新株予約権の全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第9回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上